

人事案件

人権擁護委員として、
左記の方を選任すること
について同意しました。

人権擁護委員

星野 洋子 氏
(須川)

3月議会
会期日程(予定)

- 2月26日 ◇開会
- ・会期の決定
 - ・会議録署名議員の指名
 - ・施政方針
 - ・議案等の上程
 - ・提案理由の説明
 - ・発議案審査
 - ・特別委員会の設置
 - ・特別委員会委員の選任
 - ・特別委員会
- 27・28日 (考案日)
- 3月1・4・5日
- ・一般質問
 - ・議案等の質疑
 - ・議案等の委員会付託
 - ・常任委員会
 - ・特別委員会
- 6日
- ・予算審査特別委員会
 - ・予備日
- 12～14日 (事務整理日)
- 15日
- ・議案等の審議
 - ・諸般の報告
- 18・19日
- ・議案等の審議
 - ・諸般の報告
- 21日 ◇閉会

3月定例会の会期日程は、2月21日(木)開催予定の議会運営委員会で変更になる場合があります。

インターネットで議会を見よう!!

議場での会議の様子をライブ中継でご覧いただけます。また、会議録、市議会だよりや、本会議の録画映像を掲載しています。朝倉市のホームページ (<http://www.city.asakura.lg.jp/>) から「市議会」をクリックし、お進みください。



請願書・陳情書

請願や陳情で皆さんの意見や要望を、直接、議会に伝えることができます。受付は随時行っていますが、原則として「議会運営委員会の前々日までに受け付けたもの」をその定例会で審議することとなります。期日については議会事務局までご確認ください。提出された請願は所管の常任委員会に付託され審査されます。その結果、採択された請願・陳情の内容は、関係機関に送り実現を要請します。なお、審査結果は閉会後に提出者に文書(ハガキ等)で通知します。

請願書

請願書は、地方自治法第124条に規定されており、誰でも提出することができます。請願をするには議員1人以上の紹介が必要で、紹介議員本人の署名又は記名押印が必要です。

陳情書

陳情書は法律には規定されていませんが、朝倉市議会会議規則により、請願書と同様に処理することとしています。(紹介議員は必要ありません。)なお、市外の方からの提出分は参考資料として全議員に配付するのみとなります。

編集後記

節分を迎えたこの春の
良き日、市内随所で紅梅、
白梅ともに咲き揃い、市民
の皆様方も穏やかな新年
を迎えられたこととお慶
び申し上げます。

議会の中身をよく知っ
てもらおうと昨年11月に
「飛び出せ議会!議会報
告会」を各地域で開催し
ました。意見交換会の場
では国民健康保険の問題や
空き家の管理が話題とな
り、活発な意見が出され
ました。

私たち市議会は、より
暮らしやすいまちづくり
を市民の皆様方とともに
取り組んでまいります。

本年も市民の皆様のご
指導、ご鞭撻、またご愛読
をよろしく願います。

広報委員会

委員長	田中 哲也
副委員長	中島 秀樹
委員	稲富 一實
委員	堀尾 俊浩
委員	半田 雄三
委員	鹿毛 哲也